

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

該当なし

②満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
船舶	12年
浮標等	20年
工作物	3年～60年
物品	3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく、定額法によっています。

③リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

ただし、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

（5）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち能登町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

④投資損失引当金

該当なし

⑤損失補償等引当金

該当なし

（6）リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のフ

ファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としております。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税込方式によっております。

②物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③資本的支出と修繕費の区分

区分が不明な場合は、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下である時に修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重要な災害等の発生

該当なし

(5) その他重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対する保証はありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

(3) その他主要な偶発債務

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のおとりです。

一般会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲は一致しています。

③地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④各項目の金額を円未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.2%	26.3%

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費（一般会計）	14,939 千円

⑧過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和4年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

②減債基金に係る積立不足額

該当なし

③基金借入金の内容

該当なし

④地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

8,279,730 千円

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	8,960,279 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,409,414 千円
将来負担額	30,513,291 千円
充当可能基金額	3,507,970 千円
特定財源見込額	1,027,218 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	24,251,089 千円

⑥地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

⑦ P F I 事業に係る資産の有無

該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

830,280 千円

②既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としており、資金収支計算書も「一般会計」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は相違いたしません。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,387,562 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	293,617 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	255,537 千円
減価償却費	△3,930,827 千円
賞与等引当金繰入額	△98,063 千円
退職手当引当金繰入額	△207,370 千円
徴収不能引当金繰入額	△4,441 千円
資産除売却益（損）	△91,165 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△2,395,150 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	229 千円

⑤重要な非資金取引

該当なし